

枚方市条例第 13 号

枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例
第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19
第1項の指定都市の長」を加える。

附 則 [令和元年6月25日公布]

この条例は、公布の日から施行する。